

とき

TOKINO KIRAMEKI

# 季のきらめき

茨城県行政書士会情報誌



CONTENTS

Vol. 14

## ◆ ユキマサ君がゆく 俳聖の息づくまち 「結城」のルネッサンス

- ◆ こんにちは！行政書士です。
- ◆ 特定行政書士の業務
- ◆マイナンバーカードってこんなに便利！
- ◆相続税の申告はe-Taxが便利です
- ◆茨城県行政書士会の取り組み
- ◆県内各地で無料相談会を実施



江戸時代の俳人・画家として有名な与謝蕪村は、  
彼がまだ「蕪村」と名のる前の「宰鳥時代、27歳から  
36歳までの10年間結城に滞在し、結城、下館、境、  
宇都宮の俳諧仲間たちと交流を重ねました。

結城市内各地に多くの句碑があり、蕪村ゆかり  
の「弘経寺」には襖絵なども残っています。



①弘経寺にある蕪村の句碑 ②駅ロータリーにある蕪村の句碑

③「北寿老仙をいたむ」 与謝蕪村が師と仰ぎ、兄と慕った早見普我への追悼の俳詩です。

④「結城十人衆」とよばれた豪商出身の砂岡雁宕は、同じ門下で学んだ与謝蕪村の庇護に努めました。

# 道しるべを 兼ねた石造物

結城市は歴史が  
あるまちだニヤ！



道標（どうひょう、みちしるべ）は主に江戸時代、道路の辻や街道の分岐点に立てられた交通標識です。結城は鬼怒川の水運や街道により、北関東や東北各地の産物の江戸との集散地として発展してきました。鬼怒川沿いには河岸が何カ所もあり、日光東往還や鎌倉街道などがあります。



## 「月待供養塔」

月待とは、特定の月齢の夜に人々が集まり飲食を共にしながら月の出を待つ行事のことです。  
女性の十九夜講、男性の二十三夜講などがあります。

- ⑤二十三夜塔
- ⑥追分道標
- ⑦十九夜塔



⑤称名寺（浄土真宗本願寺派）

結城家初代結城朝光の菩提寺であり、初代から4代までの墓があります。

⑥初代当主 結城朝光公

小山氏初代の小山政光の三男であり、母親は源頼朝の乳母の寒川尼で源頼朝が烏帽子親となり元服する。結城家は鎌倉、南北朝、戦国時代の約420年間を関東の雄として栄えました。

# リノベーション



築140年の見世蔵をリノベーションした喫茶店で、美しいレトロな空間で食事を楽しめます。

城下町の面影の残る「結城」の伝統と歴史の良さを次の世代につなげるよう、結城の今を創る人たち「結城の人=むすびと」が活躍しています。



築90年を超える旧呉服店をリノベーションしたシェアスペースの隣接する蔵を改造したサウナ



⑩博水風呂 天然地下水掛け流し 水風呂17°

⑪室内の壁は調湿性の高い珪藻土を使用 サウナ室85°



江戸時代の安政6年の酒造鑑札を持つ、400年の歴史のある老舗酒造です。

県内でも珍しい女性社氏(常陸社氏)が繊細な味を生み出しています。

「結ゆい」のロゴは結城紳の糸の輪の中に、おめでたい『吉』が入ったデザインで市内の書道家の作です。

なお、当該酒造の酒蔵が罹災なさったとのこと、お見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。



①創業80余年、4代続く老舗店で  
味わえる結城名物ゆでまんじゅう



②天保3年(1832年)の創業でこだわりの糀が愛されています。  
糀をしつかりきかせた味噌の「つむぎ味噌」  
甘口の「金山寺味噌」やナス漬けが沢山入った「繁盛なす」などが人気です



結城市長  
小林 栄

## 「季のきらめき」第14号の発刊、おめでとうございます。

県行政書士会の皆様におかれましては、市政各般にわたり多大なるご支援を賜り、  
厚くお礼申し上げます。

本市は中世城下町の町割りを残し、寺社や見世蔵など歴史的な建造物が現存する  
とともに、結城紳に代表される伝統的な地場産業が根付く歴史と文化の薫るまちです。

また、近年では古くからの建物をリノベーションし、若者たちがカフェやサウナなど  
の新しい店舗を開店するなど、新たな息吹を感じられます。

いにしえからの財産を大切にし、今もなおにぎわいと活力ある結城市へ、皆様のお  
越しをお待ちしております。

5

こんにちは！行政書士です。

## こんにちは！行政書士です。

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達がおります。令和4年3月末現在、全国で会員登録者数は50,286名となっており、茨城県行政書士会には、1,181名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実に配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

その業務範囲は広く、日々の生活からお仕事まで、  
皆さまのそばに寄り添っています。

### 事業許可や免許の 申請に関すること

- ・建設業許可申請
- ・宅建業免許申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・介護施設、  
特別養護老人ホーム開設許可申請
- ・貨物自動車運送業許可申請
- ・倉庫業の許可申請
- ・飲食店営業許可申請
- ・風俗営業許可申請
- ・入札参加資格審査申請

### 経営実務や経営相談 に関すること

- ・株式会社等法人設立関係書類作成
- ・会計記帳、決算書類の作成
- ・各種議事録、社内規定の作成
- ・各種契約書、協議書、  
合意書の起案、作成
- ・公的機関助成金、融資手続き
- ・雇用、賃金についての相談
- ・経営コンサルティング

### くらしの相談、トラブル防止 に関すること

- ・遺言書、遺産分割協議書、相続
- ・内容証明郵便の作成
- ・契約解除通知、  
クーリングオフ手続き
- ・交通事故調査
- ・自賠責保険の請求手続き
- ・著作物の登録
- ・任意後見手続き、  
介護施設等入居契約
- ・在留許可申請、帰化許可申請

### 住宅、不動産 に関すること

- ・住宅賃貸借契約書
- ・不動産売買契約書
- ・建築請負契約書
- ・農地転用許可申請
- ・開発行為許可申請



# 「特定行政書士の業務」

申請から不服申立てまで総合的に  
サポートできるスペシャリスト

特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。



不服申立て(行政不服申立て)って  
何ができるの?

## 1 審査請求

行政庁の処分に不服がある者、あるいは処分の申請をしたにもかかわらず行政庁が何らの処分もしないこと(不作為)について不服がある者は、原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当該処分を見直すように最上級行政庁(上級行政庁がない場合には処分庁、すなわち当該処分を行った行政庁)に求めることができます。

## 2 再調査の請求

審査請求とは別に、特に法律で定められた場合に限り、上級行政庁ではなく処分庁に対して直接、処分の見直しをすることができます。

## 3 再審査請求

審査請求をしても棄却裁決(審査請求に理由がないこととされた場合に下される裁決)がされた場合には、原則として訴訟により処分の効力を争うほかになります。この場合、訴訟手続に移行するため、改正行政書士法によっても以後の訴訟は弁護士にバトンタッチすることとなります。もつとも、法に特別の定めがある場合には、裁決があったことを知った日の翌日から1ヶ月以内に再審査請求をすることができます。



例えば…

### 難民不認定（出入国管理及び難民認定法）

申請者は、本国において民主化運動指導者らと社会活動を行い、本邦においても反本国政府団体に加入し活動を行っていることなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったが、申請者の供述を前提としてもデモ参加程度にとどまり、難民条約上の迫害のおそれがあるとは認められないとして不認定となった。申請者はこれを不服として異議申立てを行うことが考えられる。

### 建設業許可申請の不許可処分（建設業法）

建設業許可申請を行ったところ、経営業務の管理責任者としての経験年数が要件を満たしていないこと、経営業務の管理責任者の常勤性に疑義があることを理由に不許可となった。経営業務管理責任者としての経験年数や常勤性について、その判断を見直す余地がある場合に不服申立てをすることが考えられる。

### 産業廃棄物処理施設の設置許可申請の不許可 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行ったところ、不許可処分となった。申請先の自治体においては、条例により周辺住民の同意書の提出が許可要件となっていて、その要件を満たしていないことが理由とのことだったが、周辺住民の同意書の提出を許可要件としていることに疑義がある場合に、不服申立てすることが考えられる。

**特定行政書士は全国に4,629名※  
特定行政書士をご活用ください！**

(※令和4年4月2日現在)

9 マイナンバーカードってこんなに便利！

# マイナンバーカードって こんなに便利だニヤ！

無料で取得できます！

公的な身分証明書として

顔写真付きの公的な身分証明書として、運転免許証などと同じく、官民問わず利用可能。

口座開設、レンタルビデオ店会員登録、郵便局での郵便物受取 etc.

免許を返納しても、身分証明はこれでOK！



提示



住民

本人確認

様々な場面

コンビニで住民票などの証明書を取得

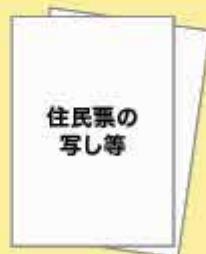
住民票や印鑑証明、戸籍などの証明書が、カードをもらった日から全国どこのコンビニでも、窓口に比べ手数料がお得に！



市町村で  
取得できる  
証明書一覧

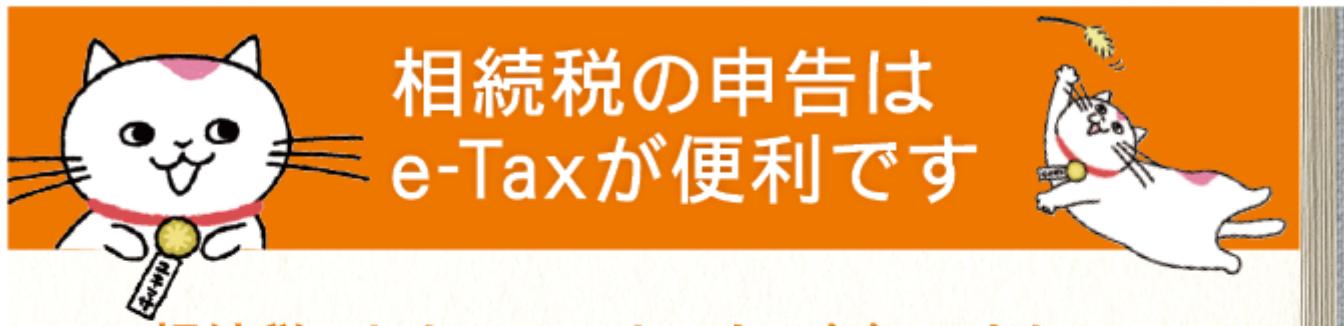
- ①住民票の写し・住民票記載事項証明書
- ②印鑑登録証明書
- ③戸籍附票の写し
- ④戸籍(全部・個人事項)証明書
- ⑤各種税証明書

コンビニ



住民票の  
写し等

くわしくは、国税庁ホームページをご覧ください



## — 相続税のわかるコーナーをご存知ですか？ —

相続税の申告が必要かどうかお悩みの方は…

1



国税庁ホームページ  
「相続税の申告要否判定コーナー」  
をご利用ください



国税庁ホームページで公開している「相続税の申告要否判定コーナー」は、相続人の人数や相続財産の金額を入力することにより、相続税の申告のおおよその要否を判定することができます。

2



国税庁ホームページ  
「タックスアンサー」  
をご覧ください



国税庁ホームページに「タックスアンサー」を掲載していますので、  
相続税についてご不明な点がありましたら、ご利用ください。

3



相続税についてのご相談



電話による一般的な相談を希望される場合は、管轄の税務署にお電話の上、音声案内に従って「1」を選択し、「電話相談センター」をご利用ください。税務署でのご相談を希望される場合は、電話により事前予約をお願いします。

[くわしくは、国税庁ホームページをご覧ください](#)

## 茨城県行政書士会の取り組み

### 業務研修会の実施

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



### 無料相談会の開催

毎週電話無料相談窓口を設置し、相続など市民の皆さまのご相談、許認可など事業者の皆さまのご相談をお受けしています。

県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



### 中小企業支援

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、持続化給付金の申請等に関する相談会を県内各所で開催いたしました。今後も、許認可申請にとどまらず、事業継承、補助金や給付金の申請など、中小企業を取り巻く社会環境・経営課題に対応し、その事業の継続、経営の安定と強化に寄与してまいります。



### 法教育の実践

近年、全国の学校で、早い段階から遵法精神や法的思考を学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「著作権」や「国際化」などの身近なテーマで出前講座を行っています。法に基づく考え方や社会制度の理解など学校教育に貢献していきます。

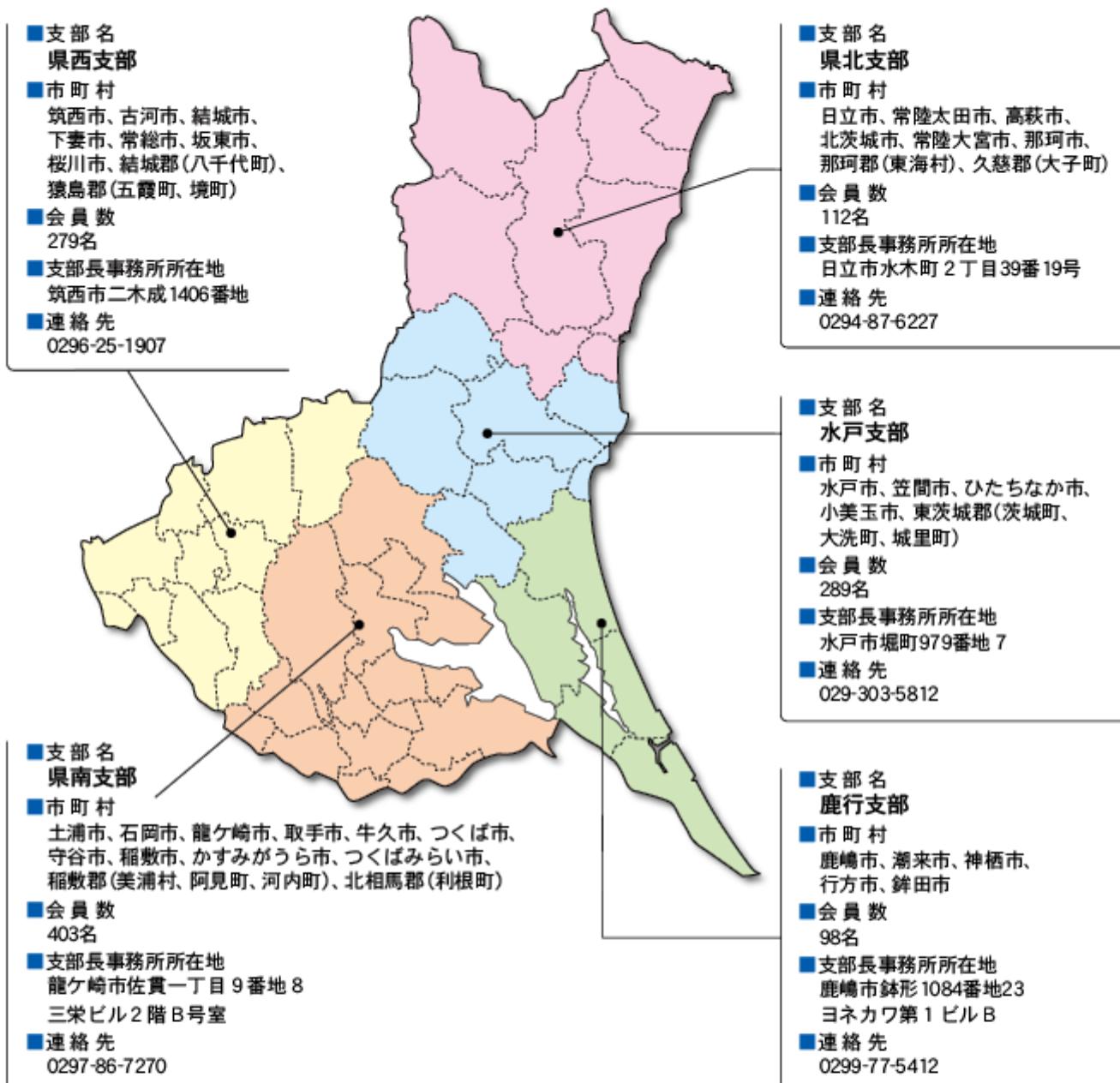


### 災害支援

茨城県行政書士会では、大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を県内30市町村と締結しています。今後も不測の事態に備え、さらに体制強化に努めてまいります。



## 支部のご紹介



(令和4年3月末現在)

## 行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することができます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL 029-305-3731

## 令和4年度 無料相談会一覧

※日程は諸事情により変更または中止になる場合があります。

令和4年6月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
あ	阿見町	かすみ公民館 1階 会議室 <b>(要予約)</b>	原則毎月第3または第4日曜日 (6/19・7/24・8/21・9/11・10/16・ 11/20・12/18・1/22・2/19・3/26)	午後1時30分～午後4時30分	予約先: 担当 池田 090-7216-6219 (平日午前9時～正午に電話受付)
	石岡市	国府地区公民館 小3会議室 <b>(要予約)</b>	原則毎月第3土曜日 (6/18・7/16・8/20・9/17・10/15・ 11/19・12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時～午後4時	予約先: 担当 若山 0299-43-0536
い	茨城町	茨城町役場 2階 第一会議室	原則毎月第2水曜日 (6/8・7/13・8/10・9/14・10/12・11/9・ 12/14・1/11・2/8・3/8)	午後1時～午後4時	茨城町役場 秘書広聴課 029-292-1111
	牛久市	牛久市役所 分庁舎 1階 相談室 <b>(要予約)</b>	原則毎月第4土曜日 (6/25・7/23・8/27・9/24・10/22・11/26・ 12/24・1/28・2/25・3/25)	午後1時～午後4時	予約先: 担当 小野寺 080-7855-2121
お	大洗町	大洗町役場 3階 会議室	原則毎月第3火曜日 (6/21・7/19・8/16・9/20・10/18・11/15・ 12/20・1/17・2/21・3/22)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 1階または2階 会議室	原則毎月第3火曜日 (6/21・7/19・8/16・9/20・10/18・11/15・ 12/20・1/17・2/21・3/22)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	笠間市役所(旧友部町役場) 庁舎内会議室	原則毎月第3水曜日 (6/15・7/20・8/17・9/21・10/19・11/16・ 12/21・1/18・2/15・3/15)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
	河内町	河内町農村環境改善センター <b>(要予約)</b>	原則毎月第3土曜日 (6/18・7/16・8/20・9/17・10/15・11/19・ 12/17・1/21・2/18・3/18)	午前10時～正午	予約先: 担当 塚本 090-8509-3622
き	北茨城市	北茨城市役所 4階 401会議室 <b>(要予約・市民に限る)</b>	原則毎月1回 (6/2・7/6・8/3・9/2・10/3・11/2・12/2・ 1/6・2/1・3/2)	午後1時～午後5時	予約先: 北茨城市役所 まちづくり協働課 0293-43-1111
こ	古河市	コスモスプラザ (三和地域交流センター)	10/29		
		スペースU古河	10/15	午後10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685
		総和中央公民館	11/26		
こ	五霞町	中央公民館	7/23・2/18	午前10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685
さ	境町	中央公民館 2階 小会議室	原則毎月最終日曜日 (6/26・7/31・8/28・9/25・10/30・11/27・ 12/25・1/29・2/26・3/26)	午後1時～午後4時	担当 肥後 0280-86-7016
		岩瀬庁舎第一庁舎 1階 フロア	8/8・12/12・2/13		
		真壁庁舎 1階 3190会議室	6/13・10/11	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
し	常総市	水海道庁舎 1階 市民ホール	6/14・8/9・9/13・10/11・11/8・12/13・1/10	午後1時～午後4時	担当 飯塚 0297-42-5880
		常総市商工会 石下事務所	7/12・2/14		
		石下庁舎 会議室	10/11	午後10時～午後4時	
ち	城里町	城里町役場 2階 会議室	原則毎月第2火曜日 (6/14・7/12・8/9・9/13・10/11・11/8・ 12/13・1/10・2/14・3/14)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	原則偶数月第3土曜日 (6/18・8/20・10/15・12/17・2/18)	午前10時～午後3時	担当 渡邊 0296-24-6795
つ	つくば市	つくば市役所 3階 302会議室 <b>(要予約)</b>	原則毎月第2木曜日 (6/16・7/14・8/18・9/15・10/13・11/17・ 12/15・1/12・2/16・3/16)	午後1時～午後4時	予約先: 担当 冷岡 090-2663-8541
	土浦市	土浦市役所 3階 相談室 <b>(要予約・市民に限る)</b>	原則毎月第3木曜日 (6/16・7/21・8/18・9/15・10/20・11/17・ 12/15・1/19・2/16・3/16)	午後1時30分～午後4時30分 (30分以内)	予約先: 土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	東海村社会福祉協議会 (地域福祉センター) ボランティア室① <b>(要予約・村民に限る)</b>	原則毎月第2金曜日 (6/10・7/8・8/12・9/9・10/14・11/11・ 12/9・1/13・2/10・3/10)	午後1時～午後3時 (30分以内)	予約先: 東海村社会福祉協議会 029-283-0205
は	坂東市	猿島公民館 会議室2・3 <b>(市民に限る)</b>	10/23	午後1時～午後4時	担当 原 0297-35-0481
		岩井公民館 会議室 <b>(市民に限る)</b>	7/31・1/29		

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
ひ	日立市	日立市役所 2階 市民相談室 <b>(要予約・市民に限る)</b>	原則毎月第2・4水曜日 (6/8・6/22・7/13・7/27・8/10・8/24・9/14・9/28・10/12・10/26・11/9・11/24・12/14・12/28・1/11・1/25・2/8・2/22・3/8・3/22)	午後1時～午後4時	予約先：日立市役所 広報戦略課 0294-22-3111
	ひたちなか市	ひたちなか市役所 本庁舎 1階 ロビー	原則毎月第1・3・5木曜日 (6/2・6/16・6/30・7/7・7/21・8/4・8/18・9/1・9/15・9/29・10/6・10/13・10/20・10/27・11/4・11/17・12/1・12/15・1・19/2・2/2・16/3・2/3・16/3/30)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
	常陸太田市	常陸太田市役所 本庁舎 2階 201会議室 <b>(要予約・市民に限る)</b>	原則毎月第3月曜日 (6/20・7/19・8/15・9/20・10/17・11/21・12/9・1/16/2/20・3/20)	午後1時30分～午後5時 (30分以内)	予約先：担当 大和田 0294-23-1766
み	水戸市	水戸市役所 1階 市民相談室併設相談室	原則毎週木曜日 (6/2-6/9・6/16-6/23-6/30-7/7-7/14-7/21・7/28-8/4-8/12-8/18-8/25-9/1-9/8-9/15・9/22-9/29-10/6-10/13-10/20-10/27-11/4・11/10-11/17-11/24-12/1-12/8-12/15・12/22-1/5/1-1/12/1-19/1-26-2/2-2/9-2/16-2/24-3/2-3/9-3/16-3/23-3/30)	午後1時～午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
			原則毎月第2金曜日 (6/10-7/8-8/12-9/9-10/14-11/11・12/9-1/13-2/10-3/10)	午後4時～午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
も	守谷市	中央公民館 2階 団体会議室	原則毎月第2土曜日 (6/11-7/9-8/13-9/10-10/8-11/12・12/10-1/14-2/11-3/11)	午後1時～午後4時 10時(午前10時～午後4時)	守谷市役所 総務課 0297-45-1111
や	八千代町	中央公民館	7/30・2/25	午前10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685

\*最新の情報は行政書士会HPでご確認下さい。

## 人生100年 あなたに寄添う行政書士



茨城県行政書士会  
会長 古川 正美

人物もあります。街並みは、今でも蔵造りの家並が軒を連ね、江戸時代から続く、造酒屋、味噌屋、そして結城紬の織物工場などがそのままの姿を残しております。また、新しい街造りにも取り組んでおり、蔵を改造したサウナや、甘味処などもあります。ぜひ、一度結城の街並みを散策しては如何でしょうか？

又、巻末には行政書士の業務も紹介させて頂きました。なかなか行政書士は何をしているのか、ご理解して頂けない所が有ります。私たちの業務は多岐に亘っておるため、その一部ですが紹介させて頂きました。これを機に、皆様の身近にいる法律家として、ご気軽にご相談頂ければ幸いです。

“季のきらめき”をご覧頂き有り難うございます。

この“季のきらめき”は、茨城県内の各街を訪問し、その街の素晴らしさを、改めて認識して頂き、併せて、行政書士の業務を皆様方に知って頂くための情報誌として刊行致し、今回で14冊目となります。

今回は、結城市を訪問致しました。結城市は平安末期、小山氏から別れ、初代結城朝光は鎌倉幕府の創成期に尽力した



年2回発行

発行所 〒310-0852  
水戸市笠原町 978番25  
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会  
TEL (029)305-3731  
FAX (029)305-3732



発行者 会長 古川 正美  
編集 担当副会長 郡司 孝夫  
広報・監察部 石神 敦子  
大嶋 薫  
加藤 正樹

印刷所 コトブキ印刷株式会社

ご感想をお寄せ下さい  
E-mail : info@ibaraki-gyosei.or.jp

# 一人で悩まず気軽に相談!

## 茨城県行政書士会 市民相談センター

# 電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時30分～午後4時30分

☎029-305-3731

相続や  
遺言書に  
関すること

自動車に  
関すること

契約書の  
作成に  
関すること

農地活用に  
関すること

中小企業の  
支援に  
関すること

運送業・  
建設業・宅建業に  
関すること

土地開発に  
関すること

法人設立に  
関すること

飲食店等の  
営業許可に  
関すること

外国人の  
手続に  
関すること

## 身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局  
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

## 茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732  
URL:<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援 公益財団法人  
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索



季のきらめき

Vol.14

令和4年  
6月1日発行

編集・発行 茨城県行政書士会 〒310-0852

水戸市笠原町978番25(茨城県開発公社ビル5F)

TEL.029-305-3731 FAX.029-305-3732

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>